第IV章

都市づくりの基本方針

- 1. 土地利用方針
- 2. 市街地整備及び住環境整備の方針
- 3. 都市施設整備の方針
- 4. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針
- 5. 都市景観形成の方針
- 6. 都市防災の方針
- 7. その他の都市整備の方針

第IV章では、

周南市全体の都市づくりの基本方針を、 土地利用、市街地・住環境、都市施設、 自然環境・都市環境、都市景観、都市防災等の 分野別に定めます。

第Ⅳ章 都市づくりの基本方針

都市づくりの基本方針を具体的に展開するため、以下の7つの分野別に目標を設定します。

【都市づくりの基本理念】

美しい自然と活力ある産業が調和し快適・安全に暮らし健やかで 心豊かにすごせるまち ~市民と協働のまちづくり~

【都市づくりの基本方向】

- ◆機能的で適正規模な都市づくり
- ◆生活・産業基盤の整った都市づくり
- ◆安心・安全に暮らせる都市づくり
- ◆Society5. Oの実現に向けた都市づくり
- ◆自然や歴史・文化にふれあえる都市づくり
- ◆多様な主体との連携による都市づくり

【分野別方針】

- 1. 土地利用方針
- 2. 市街地整備及び住環境整備の方針
- 3. 都市施設整備の方針
- 4. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針
- 5. 都市景観形成の方針
- 6. 都市防災の方針
- 7. その他の都市整備の方針

図Ⅳ-1 都市づくり基本方針

1. 土地利用方針

1-1 基本的な考え方

(1) 集約型都市づくりに向けた誘導方策の検討

本市域は、区域区分がある周南都市計画区域、区域区分がない周南東都市計画区域、 及び都市計画区域外の3つの区域があり、現行では土地利用の規制・誘導方策が異なっています。このことから、現在の都市計画区域を踏まえ、集約型の都市づくりを進めるため、立地適正化計画をはじめとする誘導策などコンパクト・プラス・ネットワークによる各地域の都市づくりを進めることを目標に総合的かつ合理的な土地利用規制・誘導方策が適用できるように検討します。

(2) 都市構造を活かした適正かつ合理的な土地利用の誘導

本市は美しい自然景観が広がる島しょ部、交通要所で市街地や石油コンビナートが 形成されている海岸部、のどかな田園風景と豊かな自然が広がる中山間地域により構 成されています。この特性を活かして自然環境や農業環境の保全、多様な都市機能や 良好な居住環境の集積など、適正かつ合理的な土地利用の誘導を図ります。また、将 来に渡り暮らしやすい都市を実現するためにも、様々な都市機能がその拠点の役割に 応じて配置され、拠点間又は拠点と地域間が公共交通ネットワークを通して補完し合 い連携する「多核多層ネットワーク型」の集約都市構造を目指します。

1-2 各地域の土地利用方針

(1) 市街地(都市的土地利用)

市街地は、現在及び将来の市街化区域・用途地域の地域とします。

1) 住宅地

①低層住宅地

土地区画整理事業や計画的な開発事業等により形成された低層戸建住宅を中心とする住宅地を低層住宅地に位置付けます。

*居住促進区域内に位置する低層住宅地は良好な居住環境を確保するとともに、空き家・空き地の利活用を促進し低密度で緑豊かな住宅地として居住の誘導を図ります。区域外に位置する低層住宅地については、地域特性に応じた既存の生活機能を維持しています。



87

②中高層住宅地

低層住宅地以外で集合住宅と戸建住宅等が共存している住宅地を中高層住宅地に位置付けます。居住促進区域内の土地の高度利用を図り、利便性の高い住宅地の形成や、ゆとりと潤いのある居住環境の維持・向上と土地の有効利用を目指すとともに、老朽化した集合住宅や空き家が目立つ戸建住宅団地を再生し、快適な住宅地として居住の誘導を図ります。区域外に位置する中高層住宅地については、地域特性に応じた既存の居住環境を維持・改善していきます。

③一般住宅地

JR山陽本線、岩徳線の沿線地域に広がる住宅地は一般住宅地に位置付けます。

一般住宅地のうち、中心商業地や地域商業地の周辺に位置する居住促進区域内の住宅地は、商業・業務機能等の多様な都市機能による利便性を活かしたまちなか住宅地

として利用を図るとともに、空き家・空き地の利活用を 促進し、都市のスポンジ化対策を推進します。

区域外の工業地に隣接する住宅地は、緩衝緑地の保全・設置による安全性の確保を図り、また、国道や主要地方道等の主要な幹線道路沿道の住宅地等は、区域内へ居住誘導を図りつつ、日常的に利用する生活サービス機能の維持・誘導と利便性の高い住宅地としての利用を図ります。



< 緩衝緑地 横浜町> 写真提供;出光興産株式会社

2) 商業・業務地

①中心商業·業務地

広域都市拠点である徳山駅周辺は、医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し集約することにより、中心市街地としての賑わいづくりを推進し、本市の中心商業・業務地として利用を図ります。また、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。



<徳山駅北口駅前広場>

②近隣商業・業務地

地域都市拠点である新南陽駅周辺や熊毛総合支所周辺は、業務機能及び文化機能の 集積を促進し、地域商業・業務地として利用を図ります。

また、櫛ケ浜駅、福川駅、戸田駅、勝間駅、高水駅付近は、地域住民の日常的な生活活動を支える生活サービス機能が集積する交通結節点として利用を図ります。

③沿道型商業·業務地

国道2号など主要幹線道路や幹線道路の沿道は、居住促進区域等の生活サービス機能を維持・向上するため、周辺住環境に配慮しながら沿道サービス型店舗や事務所等の立地を適切に誘導し、沿道型商業・業務地として利用を図ります。

3) 工業地

①臨海工業地

国際拠点港湾である徳山下松港の徳山地区・新南陽地 区周辺の工業地を臨海工業地に位置付けます。

臨海工業地は本市産業の中心であり、今後とも市経済 を支える重要な産業拠点であることから、国際競争力を



<徳山下松港>

高めるために港湾設備の整備など多様な産業の展開が出来る基盤づくりを推進します。

また、臨海部のコンビナート地帯は、市街地の間に緩衝地帯等を設置するなど周辺環境の整備を推進し、安全な工業地の形成を図ります。

②内陸工業地

県道徳山新南陽線など主要幹線道路や幹線道路の沿道に立地する工業地を内陸工 業地に位置付けます。

これらの工業地は住宅と共存していることから、工場立地については、周辺の生活 環境との調和が適正に図られるよう促します。

③流通業務地

徳山下松港は、国際物流ターミナルとして、国際競争力の強化と港湾物流コストの 削減を図り、臨海部のスムーズな物流輸送等を推進します。

周南市地方卸売市場を流通業務地に位置付け、適切な維持管理に努めます。

(2) 農山漁村地域(農業的·自然的土地利用)

農山漁村地域は、現在及び将来の市街化調整区域及び用途の定められていない地域、 都市計画区域外とします。

1)集落地・農地

農山漁村地域の集落地は、無秩序な開発の防止や道路、排水施設等の改善、生活サービス機能と生活交通の維持により、ゆとりある集落地として生活環境の維持・向上を図ります。また、豊かな自然を保全し、地域住民のみでなく、市民に潤いと安らぎを与える地域づくりを目指します。

農地は農業生産基盤の整備を図ります。また、担い手の育成や農地流動化、農作業 受委託を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、都市と農山漁村との交流の 拡大や水稲のブランド化、園芸作物等の特産品の生産拡大、観光農業や畜産と連携し た*循環型農業の推進等を図り、農地の保全を図ります。

2) 離島及び市街地周辺部

離島においては、過疎化・高齢化の進展が著しく、 地域活力の低下が懸念されることから、適正な法の運 用、地域住民や多様な主体との協働により移住・定住 を促進するとともに、島の持つ自然や景観を生かした 交流人口の拡大を図ります。



<大津島・馬島地区>

また、市街地周辺部の宅地開発の潜在的な需要が多い区域の農地や森林等においては、関係機関との十分な調整を図りつつ、自然環境との調和を基本として計画的かつ 適正に規制・誘導を行っていきます。

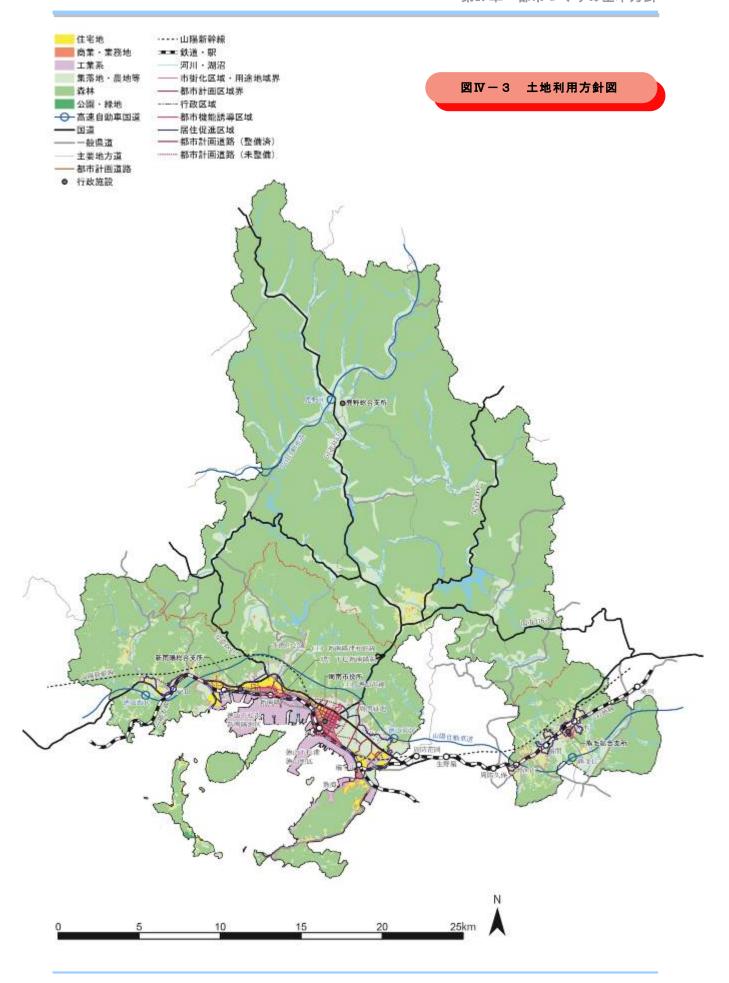
3)森林

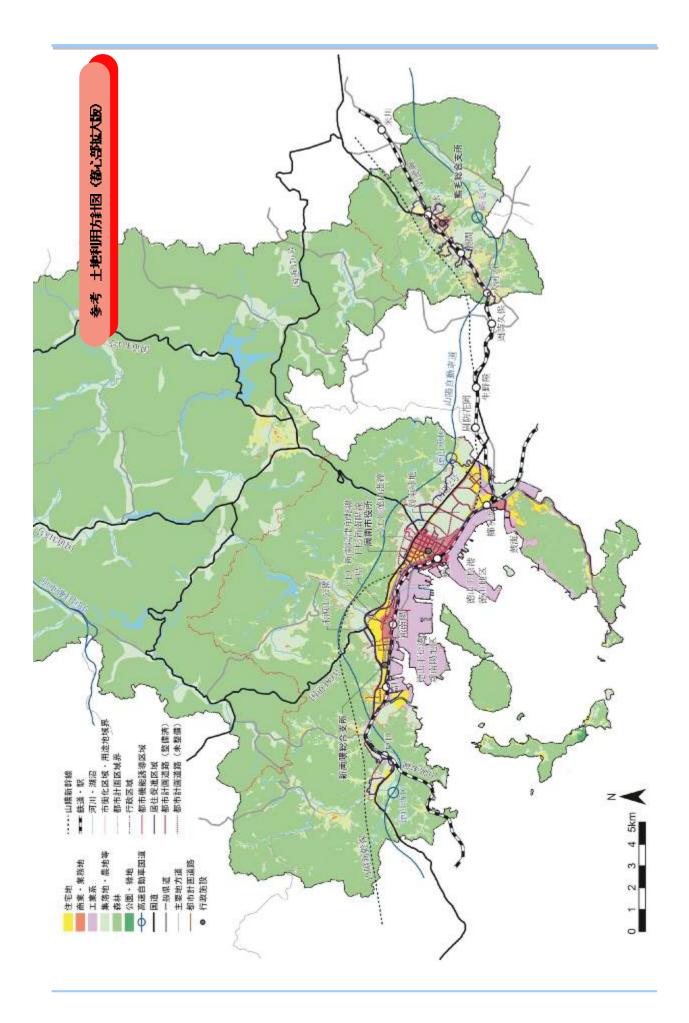
市街地周辺の丘陵地や山地の森林は、林業経営の合理化を進めるとともに、良好な自然環境を保全しつつ健全で多様な森林づくりを目指します。

また、自然植生を生かした奥山森林、木材生産を主体とする循環林、日常的に利活用が容易な里山林など、地域資源の特性に応じた森林の確保と整備を図ります。



<市街地周辺の森林>





2. 市街地整備及び住環境整備の方針

2-1 基本的な考え方

災害に強く快適な居住環境の形成方策のひとつとして、また、都市としての魅力の 向上を図るため都市計画事業や、地区計画、*建築協定等の規制誘導手法の導入を検 討します。

また、多様な個性を持つ地域特性に応じて、「周南市住生活基本計画」を踏まえ利便性・快適性や自然環境等を活かした住環境の整備を図ります。

2-2 主要な市街地整備の方針

(1) 土地区画整理事業の促進

安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、土地区画整理事業等の各種制度の活用により、スポンジ化した未利用地を集約・再編し、持続可能な市街地形成を図ります。

また、現在施行中の久米中央地区及び富田西部第一地区 土地区画整理事業については早期の事業完了を目指します。



<久米中央土地区画整理事業>

(2) 中心市街地等の市街地整備の推進

本市の広域都市拠点である徳山駅周辺は周南広域都市圏の中枢を担う都市核であるため、高次都市機能の集積を図り、市街地再開発事業等の多様な事業の公民による連携や居住・商業・業務がバランスよく混在した居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成により、中心市街地の賑わいと活力の創出を目指します。また、地域都市拠点である新南陽駅周辺



<徳山駅周辺>

は、必要な生活サービスを享受できる都市の拠点としての役割を果たすため、都市機能の集積を図ります。

(3) 既成市街地の居住環境の改善

老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家・空き地の利活用を促進し、既成市街地の再生によるまちなか居住を推進します。

(4) 地域特性に応じた都市環境の創出、保全

居住促進区域への居住誘導を図るとともに、地域の特性に応じ、快適な都市環境の 創出を図るため、地区計画等の導入を検討します。

2-3 主要な住環境整備の方針

(1) まちなか居住による中心市街地の活性化

徳山駅周辺地区については、中心市街地の活性化を図る視点からも、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図るとともに、商業・業務機能はもとより、新幹線駅や隣接した港の機能を活かし、新たな産業が創造できる高次都市機能の集積や快適な居住環境整備を図り、まちなか居住の推進等によるにぎわいと活気のある中心市街地の再生を図ります。

(2) 居住に適した生活環境への定住を促進

居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの 促進、生活道路の整備などの住環境の改善、及び都市のスポンジ化対策を進めること で、自然災害の危険性が比較的低い地区、生活利便性の高い地区など、居住に適した 生活環境への定住を促進し、既成市街地の再生によるまちなか居住を推進します。

(3) 多自然居住地域の活性化、居住推進

豊かな自然環境に囲まれた中山間地域などの多自然居住地域の魅力を都心部へ広め、空き家を活用した地域ぐるみでの移住者の受入を促進するとともに、都市部と農山村部との交流を進めながら地域の活性化と居住の促進を目指します。

(4) 良好な居住環境の形成、保全

建築協定、*景観協定等については、良好なまちなみ環境の維持・改善のみならず、 市民のまちづくりへの啓発にもなることから、積極的な支援を図ります。

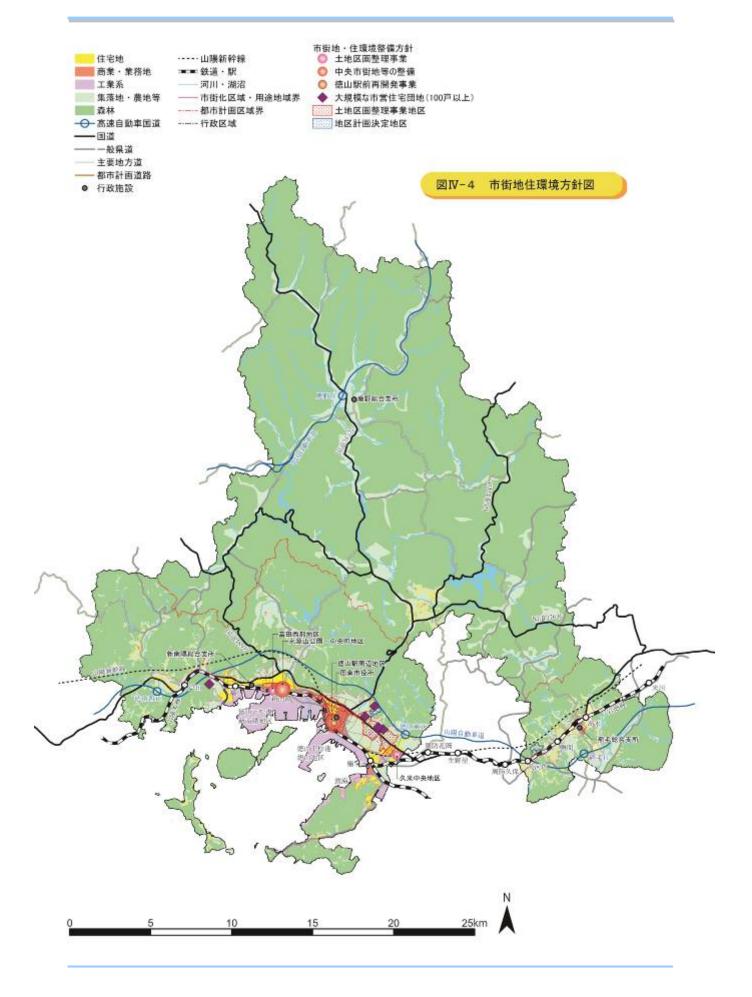
また、「周南市中高層建築物指導要綱」を活用し都市計画区域内において、中高層 建築に係る紛争の未然防止と良好な近隣関係の保持による住環境の維持・向上を図り ます。

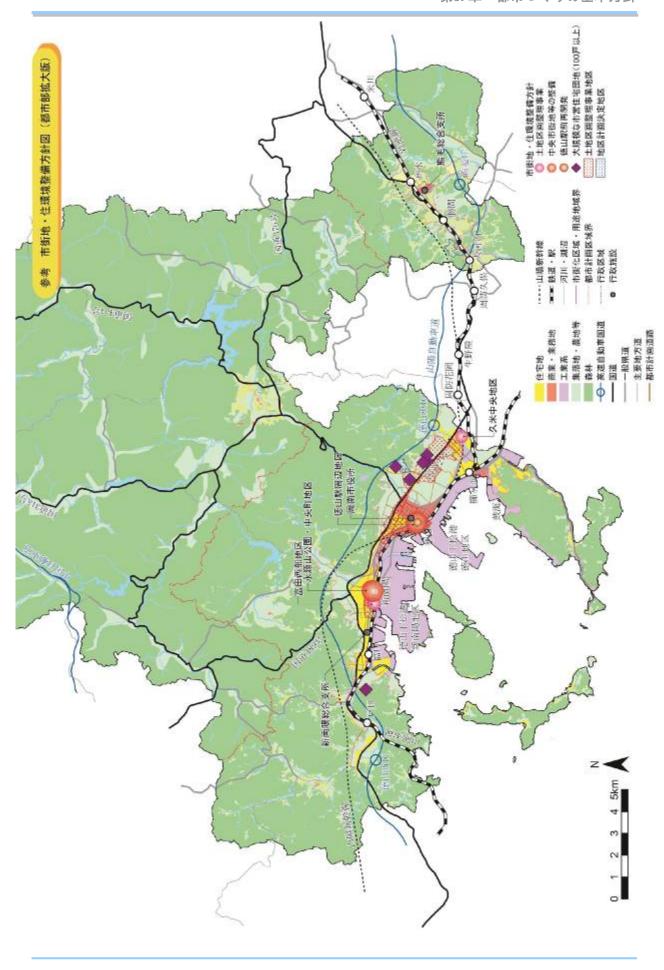


<まちなか居住地>



<多自然居住地域>





3. 都市施設整備の方針

3-1 交通施設整備の方針

(1) 基本的な考え方

1) 交通ネットワーク・機能の充実

広域都市圏のコンパクト・プラス・ネットワークの形成による地域間の連携の強化や産業の振興、大規模災害時における緊急輸送をはじめとした交通機能の確保を図るため、高速自動車国道や地域高規格道路により、他都市との連携を促進する広域交通ネットワークの充実・強化に努めます。

また、都市の一体性を確保するために幹線道路や補助幹線道路網により拠点と拠点、拠点と地域を結ぶ地域連携や地域内の円滑な交通を促進する交通ネットワークの充実を図るとともに、災害時や火災時などに安全な生活を支える道路網の整備を推進します。

2) 市民に親しまれる交通環境づくり

公民の連携により、市民の憩いの場としての道路や居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を目指します。

3) 港湾施設・環境の整備

国と県と連携した産業活性化の基盤となる港湾施設・環境の整備を図ります。

(2) 主要な施設の整備の方針

1) 道路

①「周南道路」の整備促進

国際競争力の強化や地域間の対流促進、国土強靭化の推進に大きな役割を担う、地域高規格道路「周南道路」整備の早期実現に向けて取り組みます。



<国道2号 三田川交差点付近>

②国道2号等の主要幹線道路の充実

国道2号については、引き続き交通渋滞の緩和や安全対策について関係機関と連携を図っていきます。また、その他の主要な幹線道路については、渋滞対策や地域間の連携、災害時の避難・救援・物資輸送経路等を確保するための整備を推進します。

本市の経済活動に重要な役割を担う県道徳山新南陽線(産業道路)については、物流交通の円滑化のため、徳山港からの東進を検討します。

③市内の幹線道路ネットワークの拡充

都市計画道路のうち緊急性のある路線は引き続き整備を図り、市内の円滑な移動の確保に努めます。また、今後は国土強靭化に対応した防災ネットワークの形成や、ミッシングリンクの解消など新たな道路の役割や機能を総合的に検討し、市内道路ネットワークの形成を図ります。

現在、長期未着手の都市計画道路については、「周南市都市計画道路の見直し方針」により、存続路線は、緊急性や費用対効果等について整理し、地域住民との合意形成を図った上で、計画的な整備を推進し、また、廃止路線については、道路計画区域に建築制限が課せられており、この制限が土地の有効活用の障害となっていることから、早期に廃止の手続きを行います。

④安心・安全な道路ネットワークの機能充実

バリアフリー化を推進し、高齢化の進展を踏まえ誰もが安心して利用できる道路環境の創出を図ります。

交通量の多い幹線道路においては、歩道・自転車道の整備を推進するとともに、災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、緊急車両の進入が困難な狭隘な市道について拡幅等を行うなど、優先度の高い生活道路の整備や通学路の安全対策の充実に努めます。

また、道路や橋梁等の老朽化が進んでいるため、維持管理や更新を計画的に進めていく必要があり、AIやドローン等の活用により遠隔監視・点検など、社会インフラの適正管理や最適化を図ります。

⑤市民の憩いの場として環境に配慮した道路整備

花壇の緑化やオープンスペースの利活用などにより、市民の憩いや活躍の場としての道路の整備に努めるとともに道路緑化の推進と*透水性舗装の敷設、電線類の地中化等を推進し、潤いのあるウォーカブルな都市空間の創出に努めます。



<県道新南陽津和野線>

また、既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を図ります。

⑥市民との連携による道路環境づくり

生活基盤である市道は、市民との連携による環境整備や利活用を促進します。 以上の方針に基づいて、市内の各道路を次のように位置付け、それぞれの整備を図ります。

表Ⅳ-1 各道路の位置付け

道路種別	該当路線
高速自動車国道	中国自動車道、山陽自動車道
地域高規格道路	周南道路(候補路線)
主要幹線道路	国道 2 号、315 号、376 号、434 号、489 号
幹線道路	県道新南陽津和野線、県道徳山光線、県道徳山徳地線、県道鹿野吉
	賀線、県道山口鹿野線、県道山口徳山線、県道下松鹿野線、県道・
	市道徳山港線、県道・市道徳山停車場線、県道下松田布施線、県道
	徳山本郷線、県道三瀬川下松線、県道獺越下松線、県道久杉高水停
	車場線、県道光玖珂線、県道八代温見線、県道高水停車場線、県道
	勝間停車場線、県道湯野山畑線、県道粭島櫛ヶ浜停車場線、県道徳
	山新南陽線、県道新南陽停車場線、県道金峰徳山線、県道串夜市線、
	県道串戸田線、県道和田上村線、県道下松新南陽線、県道錦鹿野線、
	県道徳山下松線
補助幹線道路	主要幹線、幹線道路以外の都市計画道路で幅員が 12m以上のもの
(※路線名は都市	北山合田町線、二番町緑町線、遠石江口線、大迫田代々木線、慶万
計画道路名)	浦山線、北山西松原線、糀町一の井出線、遠石一の井出線、櫛浜馬
	屋線、櫛浜久米線、若宮町線、泉原合田藪線、緑町卯の手線、緑町
	沖原線、江口栗坪線、月丘町二番町線、岡田原築港線、浦山徳曹線、
	臨港線、遠石馬屋線、浦山開作線、戸田停車場線、塩田奈切線、桜
	木和田線、西久米沢田線、川崎平野線、桶川線、福川停車場線、寿
	西町線、宮の前線、環状線、駅北1号線、浜田線、上迫線、駅北2
	号線、大神線、中溝線
生活道路	その他の道路

2) 公共交通

①公共交通の利便性の向上

公共交通の利用を促進するため、交通結節機能の充実やユニバーサルデザインに配慮した快適な環境整備を行うとともに、利用実態に合わせた運行ダイヤの適正化等、関係機関と連携し利便性の向上を図ります。また、AIやICTなどの先端技術等を活用した新たな移動システムについて検討を行います。

②生活交通の維持・確保

路線バスや離島航路は、生活において欠かすことのできない交通手段であることから事業者と連携し維持・確保に努め、交通不便地区においては、それぞれの地域の特性に応じた生活交通の確保を図ります。

また、コミュニティ交通と路線バスなどの円滑な乗継環境を整備し、利便性の向上を図り、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通網を形成します。



くすがねスマイル号 3>



<*デマンド型乗合タクシー>

3) 港湾

①港湾施設・環境の整備

国際拠点港湾である徳山下松港の徳山地区・新南陽地区は国際競争力を高めるために大型船舶による一括大量輸送により、石炭などのバルク貨物の安定的かつ安価な供給を可能とするため、国・県と連携しながら、航路・泊地等の港湾施設の整備促進を図ります。



<徳山下松港>

② 漁港の機能維持

老朽化が進む漁港・海岸保全施設について、機能保全計画等に基づく適切な維持管理と計画的な対策の実施により、漁港機能の維持・保全を図ります。

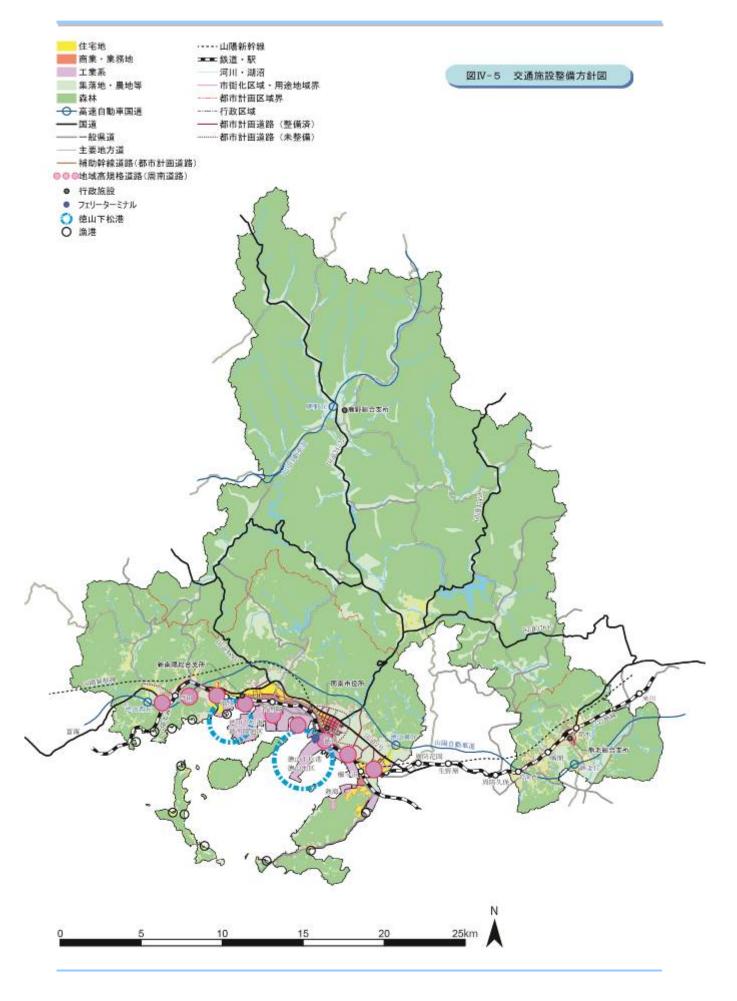


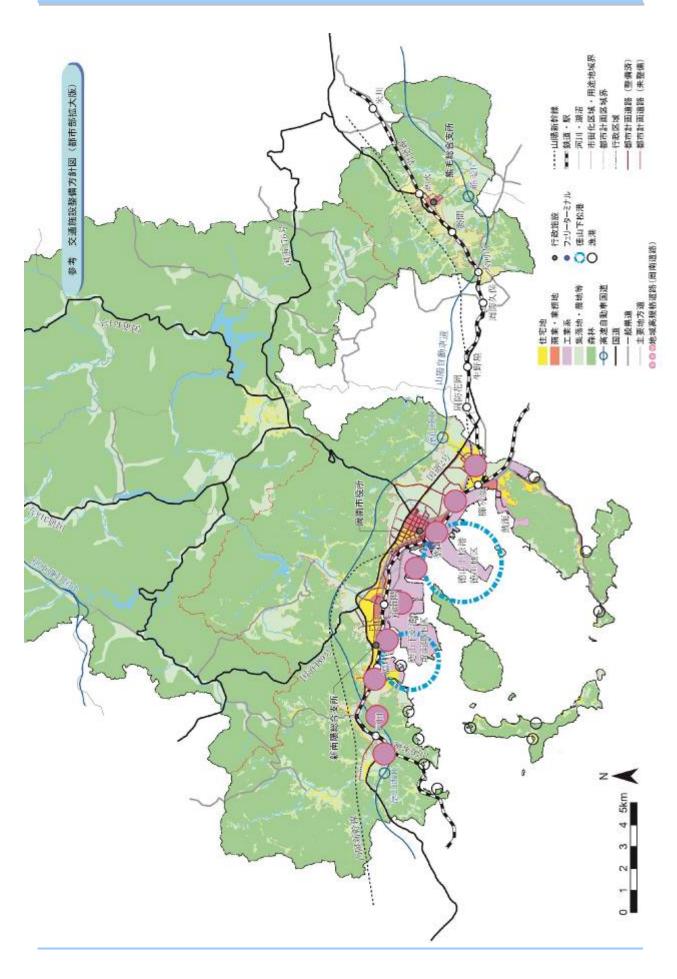
<徳山漁港>

4) 駐車場・駐輪場

①駅周辺における駐車場・駐輪場の確保

鉄道利用者等の需要に見合った駅周辺への駐車場や駐輪場の確保に努め、鉄道の利 用環境の向上を図ります。





3-2 下水道及び河川整備の方針

(1) 基本的な考え方

1)地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備及び雨水対策

快適で環境にやさしい生活環境の形成を目指し、地域の実情に応じて、公共下水道の整備、*合併処理浄化槽の設置を促進します。また市街地の浸水被害対策を図ります。

2)安心・安全な川づくり

洪水などに対して安全で安心できる川づくりを目指して、河川改修を計画的に進めていくとともに、山口県が策定する「やまぐちの川ビジョン」に基づいた河川整備基本方針及び河川整備計画を推進します。

また、市民活動による河川環境づくりを支援するとともに市民との連携した水辺空間づくりを目指します。

(2) 主要な施設の整備の方針

1)下水道

①汚水処理区域の推進

健康で快適な生活環境や公衆衛生の向上、あわせて 河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、市街地内の未整備地区を早期に解消するほか、コ ンパクトなまちづくりと連携した公共下水道の整備を 推進します。



<菅野湖>

農山漁村地域の集落においては、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置など、 地域特性に応じた処理方法を検討し、水洗化の向上を推進します。

②浸水対策等の充実

近年の都市化の進展による保水力の低下や頻発する豪雨に伴う浸水被害を解消・軽減するため、雨水幹線の整備やポンプ場等の施設の能力向上を図ります。

③下水道関連施設の維持・管理

下水道施設の「ストックマネジメント計画」を策定し、施設や管渠の効率的な維持・ 管理を行いながら老朽化が進む管渠や施設を計画的に改築していきます。

2)河川

①安全性の確保及び親水空間の創出

市民生活の安全性や生活環境を保全するため、河川について計画的に改修・整備を促進します。

また、河川は都市の重要なオープンスペースであることから、人々が気軽に水辺へ近づき、親しむことのできる周辺の自然や景観と調和した親水空間の整備に努めます。

②市民とともに育む水辺空間の創出

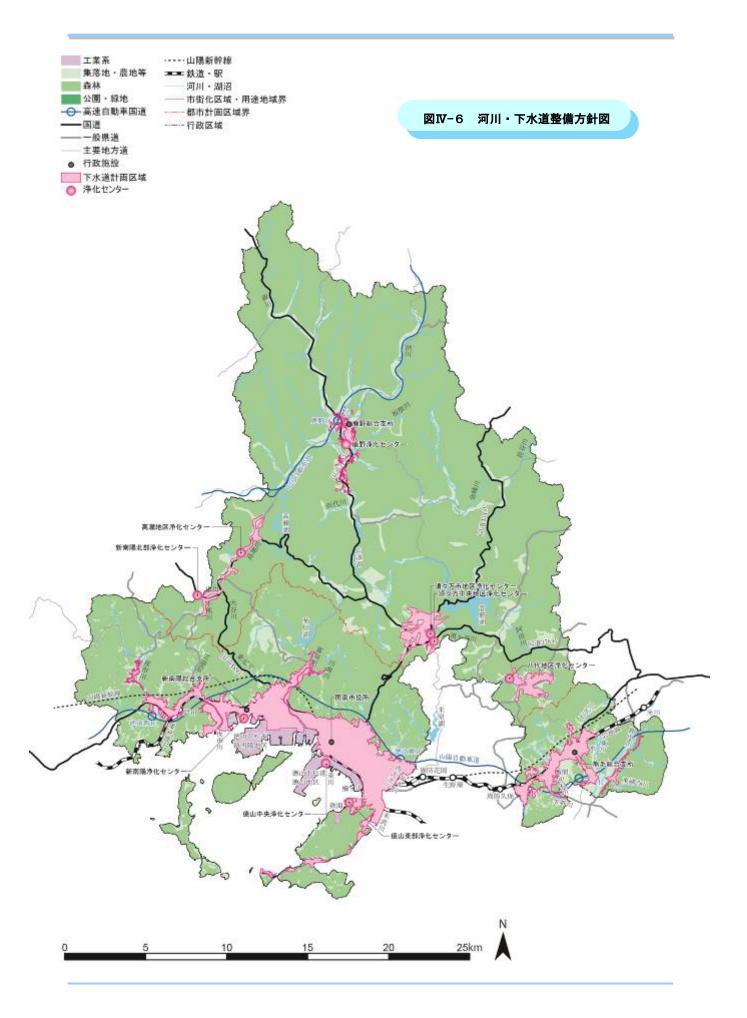
市民による河川の清掃活動や浄化活動を積極的に支援するほか、市民とともに育む水辺空間づくりを推進します。



<徳山中央浄化センター>



<本陣川>



3-3 その他都市施設整備の方針

(1) 市場

周南市地方卸売市場水産物市場、周南市地方卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない生鮮食料品等を安定的に提供する基幹施設であることから、適切な維持管理を図ります。

(2) 墓園・火葬場

1)*墓園

既存の市営墓地について、適切な維持・管理を図ります。

2) 火葬場

新南陽市斎場及び鹿野斎場は、指定管理者制度を導入し適切な維持・管理を図ります。

(3) 汚物処理場

平成 30(2018)年4月より再稼働した徳山中央浄化センター及び玖西環境衛生組合 (真水苑) について適切な維持・管理を図ります。

(4) ごみ処理

広域的に可燃物の処理を行っている周南地区衛生施設組合(恋路クリーンセンター)、古紙・衣類を除く資源物、燃やせないごみ及び粗大ごみの処理を行っている資源化処理施設リサイクルプラザペガサスについて適切な維持・管理を図ります。

また、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場、鹿野一般産業廃棄物最終処分場の適正な維持・管理を図るとともに、新たな最終処分場の確保について調査・検討するなど、適正なごみ処理システムの構築を図ります。



<周南市地方卸売市場水産物市場>



<リサイクルプラザペガサス>

4. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

4-1 自然環境の保全の方針

(1) 基本的な考え方

1) 快適で健全な生活が営める都市づくり

周南市環境基本計画を踏まえ、快適で健全な生活環境を保全、創出するため、一人 ひとりが日常生活の様式を見直し、環境の負荷を少なくするとともに、地域の自然条 件や社会条件と調和した土地利用の促進に努めます。

2) 豊かで美しい自然環境の保全

山と海に囲まれた豊かで美しい自然との共生を基本に、地域特性に応じた自然環境 の保全と活用を市民と連携し推進します。

(2) 主要な自然環境保全の方針

1)計画的な土地利用の規制、誘導

地域の自然的、社会的特性を考慮し、都市計画法等の土地利用に関する各種法令に基づき、自然環境保全の観点から、計画的な土地利用の規制・誘導を図るとともに、快適な生活環境を維持、創出するため都市計画制度の活用や都市施設の整備を図ります。



<緩衝緑地帯> 写真提供:出光興産株式会社

また、事業者と連携して、適正な緩衝緑地帯の保全、創出を図ります。

2) 自然環境の保全

本州で唯一のナベヅルの渡来地、瀬戸内海国立公園の島々、二級河川錦川の源流部など、豊かで美しい自然環境は、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源等への活用方策を検討し、関係機関と連携して保全を図ります。

特に、かけがえのない自然を後世に引き継いでいくため、関係法令に基づいてナベ ヅルやブナの原生林など希少動植物の保護の徹底を図ります。

また、宅地開発等が行われる際には、周囲の環境と調和したものとなるように、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

3) 市民協働による自然環境の保全、活用

地域住民やボランティア団体等との協働により、荒廃が進んでいる農地や森林での 潤いのある自然の再生、河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性の再認識 に努め、河川や水源森林の保全を促進します。

また、都市部の人たちと緑豊かな農山漁村地域の人たちが、自然・伝統・文化・暮らしなどの地域固有の資源を活用した体験・滞在型の交流を行い、自然環境の保全と活用を促進します。

4-2 公園・緑地の整備、保全、活用

(1) 基本的な考え方

公園・緑地の整備、保全、活用の方針は、周南市緑の基本計画の基本理念である「ともに育てよう 水と緑の美しいまち 周南」を踏まえて、次の考え方を基本とします。

1) 市民の多様なニーズに対応する公園の適正な規模・配置

日常生活に密接に関連する生活環境の保全や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理、運営を行います。

また、人口減少等を踏まえ、地域のニーズに対応する新たな利活用や、都市の集約化に対応した効果的・効率的な整備や再編が求められていることから、今後、将来のあり方について地域住民と連携を図りながら、公園・緑地全体の整備や機能の再編、適正な配置に努めます。



<周南緑地 総合スポーツセンター>

2) 緑地の機能整備・保全

災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備、保全を進めます。特に、大規模な緑地は防災機能、交流機能を踏まえて計画的な整備、維持管理を図ります。

また、臨海部の工業地内の緑地は、*緑地協定の活用や関係法令などにより確保を図ります。

3) 安心して安全に利用できる公園の充実

公園を誰もが安全で快適に利用できるよう、既存施設のバリアフリー化やユニバー サルデザインの考え方に基づいて整備や改修を行うとともに、既存の老朽化した公園 施設の適切な維持管理と長寿命化を図ります。

4) 公民連携の促進と都市内緑化の促進

市民参画による公園づくりや*PPP/*PFI など民間ノウハウを活かした効率的、効果的で市民ニーズに対応した公園整備および管理運営などを促進するとともに、公共施設の緑化や市民レベルの緑化により都市内緑化を促進します。

(2) 主要な施設の整備、保全、活用

1)生活に身近な公園

住民の身近な憩いや遊び場、休息や運動等の場として、また災害時の防災拠点としての役割を果たす都市公園等は、既存ストックの保全と活用を前提に、周辺人口や土地利用の動向、地域ニーズに対応した適正な配置や再編整備に努めます。

老朽化の進む公園施設については、長寿命化計画に基づく効率的な維持管理・保全・改修を行い、安全確保及びライフサイクルコストの削減に努めます。

また、農漁村集落地や中山間部の集落地においては、*普通公園、*農村公園、*児童遊園、その他の公共施設緑地を身近な公園・広場として活用を図ります。

2) 市民の多様なニーズ及び防災に対応する公園

周南緑地、永源山公園、徳山公園を周南市の核となる公園に位置付けるほか、広域的な大規模公園から地域の身近な公園・緑地まで、多様なニーズに応じ、また市民が安心・安全・快適に利用できるように施設の充実を図ります。

また、周南緑地は*広域防災拠点、永源山公園は*地域防災拠点、徳山公園は*広域 避難地として位置付けられていることから、防災機能の充実を検討するとともに、周 南緑道緑地は避難路として活用を図ります。

3) ユニバーサルデザイン化の推進

公園の整備や改修において、ユニバーサルデザイン化を推進し、すべての市民が安 心して利用できる安全な施設の整備を図ります。

4) 街路整備や公共施設の緑化

都市計画道路等の美化・緑化、公営住宅等の公共施設での緑化を推進します。

また、街路樹については、沿道の住民との協働により引き続き適正な維持・管理を 行うとともに、都市景観の向上を図ります。

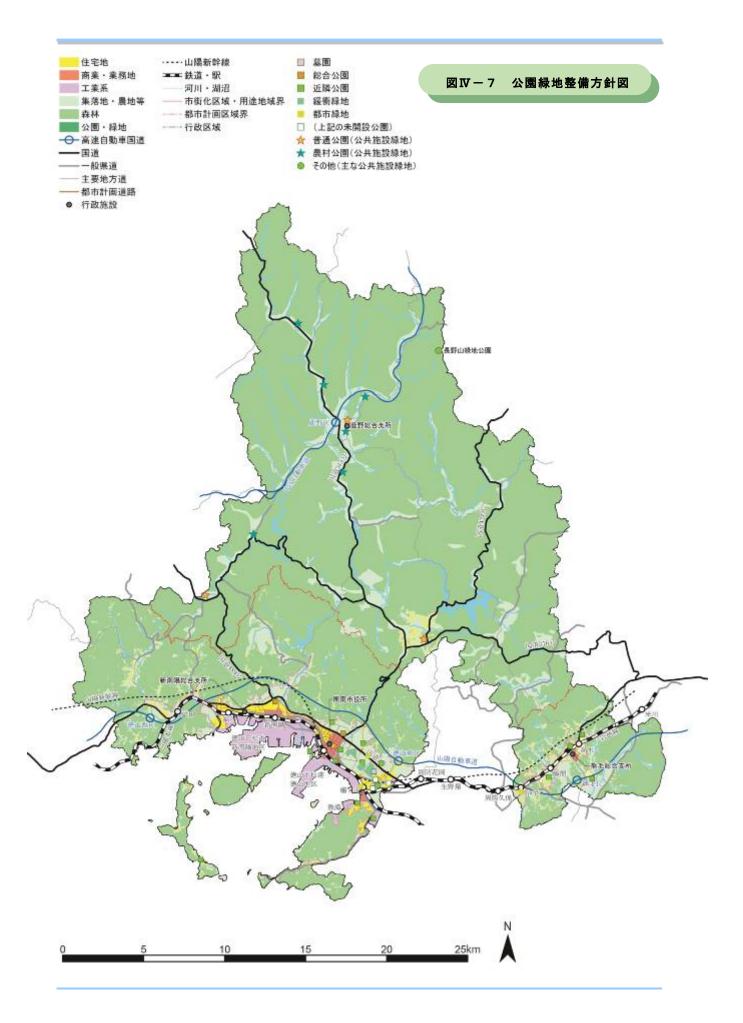
5) 市民レベルでの緑化の促進

住宅開発地等において建築協定や地区計画に基づく生垣の設置をはじめ、民有地の 緑化や*花いっぱい運動等による潤いのあるまちづくりを促進します。 また、緑化推進活動として、市民や学生を対象とした自然学習の場を設けるなど、 市民レベルでの緑化意識の高揚を目指します。

6) 多様な主体との連携による公園づくりと公民連携による管理運営

公園の整備や改修にあたっては、計画づくりからの市民の参画を促進し、市民意見の反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。

また、公園愛護会をはじめとする市民団体等との協働による、身近な公園・緑地の管理運営に市民が参画できる体制づくりを維持するとともに、民間事業者のノウハウを活かした効率的な管理運営を図ります。



4-3 都市環境形成の方針

(1) 基本的な考え方

1) 低炭素社会の実現

地球温暖化防止のため、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー性能の高い機器・設備導入の促進、そして、次代を担うクリーンエネルギーである水素の利活用と、本市の豊富な森林資源を活用した木質バイオマス材生産に向けた取組を促進し、低炭素社会の実現を目指します。

2) ごみの発生抑制・再使用・再資源化(3R)の推進

市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生抑制・再利用・再資源化(*3R)を 推進することにより循環型社会の形成を目指します。

(2) 主要な都市環境形成の方針

1)地域特性を生かした水素エネルギー利活用の推進

全国有数の水素製造都市という地域特性を生かし、次代を担うエネルギーである水素の利活用を促進することで、エネルギーの地産地消と低炭素社会の取組を進めます。また、石油化学コンビナートで発電される安定・安価な電力を中心市街地への企業誘致のインセンティブとし、都市機能の誘導により本市独自のコンパクトシティの実現へとつなげます。

2) 自然資源を生かした再生可能エネルギーの活用

中山間部地域等における県下有数の森林資源を生かした森林バイオマスエネルギーをはじめ、風力、太陽光などの再生可能なエネルギーの活用について検討を促進します。

3) 港湾機能を生かした新たな環境関連産業の創出

*リサイクルポートに指定された国際拠点港湾徳山下松港を*静脈物流拠点として位置付けるとともに、環境関連事業の情報提供や技術供与が可能となるシステムの構築を目指し、環境と経済の好循環のまちづくりを促進します。

4) ごみの発生抑制・再使用・再資源化(3R) の推進によるごみの減量化

廃棄物については、一般廃棄物処理基本計画に基づき、発生抑制、再使用、再資源 化の3つを基本とし、家庭での分別・資源物回収の徹底によるごみ減量運動に取り組 みます。

また、リサイクルプラザに併設する「環境館」を活用し、ごみ減量化やリサイクルに関する体験学習・啓発活動により、ごみの発生抑制・再使用・再資源化(3R)の推進に取り組みます。

5) 効率的な廃棄物処理システムの確立

し尿や浄化槽汚泥の中間処理について、市域全体の処理を徳山中央浄化センターで 行うことを視野に、処理システムの再構築を進めます。

また、海面埋立事業を活用した将来の廃棄物処理システムの構築について検討します。

5. 都市景観形成の方針

5-1 基本的な考え方

(1)景観行政への取り組み

本市には未来に引継ぐべき多くの良好な景観があり、市民共有の財産として将来に 残すため、また美しいまちづくりのために、「周南市景観計画」に基づき市民と市民、 市民と行政の多様な連携による様々な取り組みを効果的かつ総合的に行い、景観行政 を推進します。

(2) 魅力ある都市的景観や自然的景観の創出、保全

景観計画に基づき、市街地を中心に、地域の歴史や文化等を踏まえて、魅力や賑わいを感じる都市的な景観や美しい街なみの創出や保全を図ります。また、周辺の自然的景観と調和する景観の形成を図ります。

島しょ部、海岸部、中山間部等における豊かな自然など、多彩な地域特性を生かし、 安らぎと潤いを与える自然的な景観の保全を図ります。

(3) 市民参画等による景観の形成

景観に対する意識の啓発や必要な情報提供を積極的に行い、住民、事業者、行政が それぞれの役割を分担しながら多様に連携して潤いのある美しいまちづくりを推進 します。

5-2 主要な都市景観形成の方針

(1) 都市的景観の形成

1) 拠点地区における賑いと活気を感じる景観の創出

徳山駅周辺は都心軸地区として*景観形成重点地区に指定しており、また、主要路線については、*景観重要公共施設への位置付けの検討など、緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくりを進めます。鉄道駅周辺の拠点地区においては、駅前の幹線道路を景観軸として賑いを感じる街なみ景観の創出を促進します。

2) 住宅地における緑豊かな潤いのある景観の保全、形成

住宅地においては、地区計画や建築協定の活用を検討し、地域住民との連携により 景観の保全、形成を図ります。

3) 歴史資源と調和した安らぎを感じる景観の保全

旧山陽道の宿場町として栄えた地区などの伝統や歴史遺産がある地域では、地域固有の歴史や文化を保存・継承するとともに、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図ります。

4) 緑豊かな景観の保全、形成

大規模な公園・緑地については、市街地の拠点的な緑地空間として、良好な景観の保全を図ります。また、主要な幹線道路については、歩道・街路樹・照明施設等の統一感のある維持・更新のため、道路管理者と連携し沿道景観の適正な保全に努めます。

5) 公共施設における親しみを感じる景観形成の推進

学校や市民センターをはじめとする公共施設の整備に際しては、地域の歴史や文化、 周辺の環境、景観に配慮し、緑化の促進や親しみを感じるデザインの採用を推進しま す。

(2) 自然的景観の形成

1) 市街地周辺の山並み、瀬戸内海の景観の保全、創出

市街地周辺の緑豊かな山地、美しい*棚田や瀬戸内海の自然海岸線、太華山からの 眺望は重要な景観であることから、この豊かな自然景観の保全や創出を図ります。

特に、景観形成重点地区に指定している鹿野地区は、歴史的景観、自然環境を守り、 育てる景観づくりを進めます。

また、河川やダムは、市街地や周辺部において貴重な水辺空間であることから、地域を代表する潤いのある水辺景観として保全、活用を図ります。

2) ナベヅル越冬地の保全

「ツル保護総合計画」に基づき、生態調査や生息環境調査 を実施するとともに、ツルの生息環境を整備するため里山の 整備、農地の保全を促進します。



<ハ代・野鶴監視所>

(3) 市民参画による景観の形成

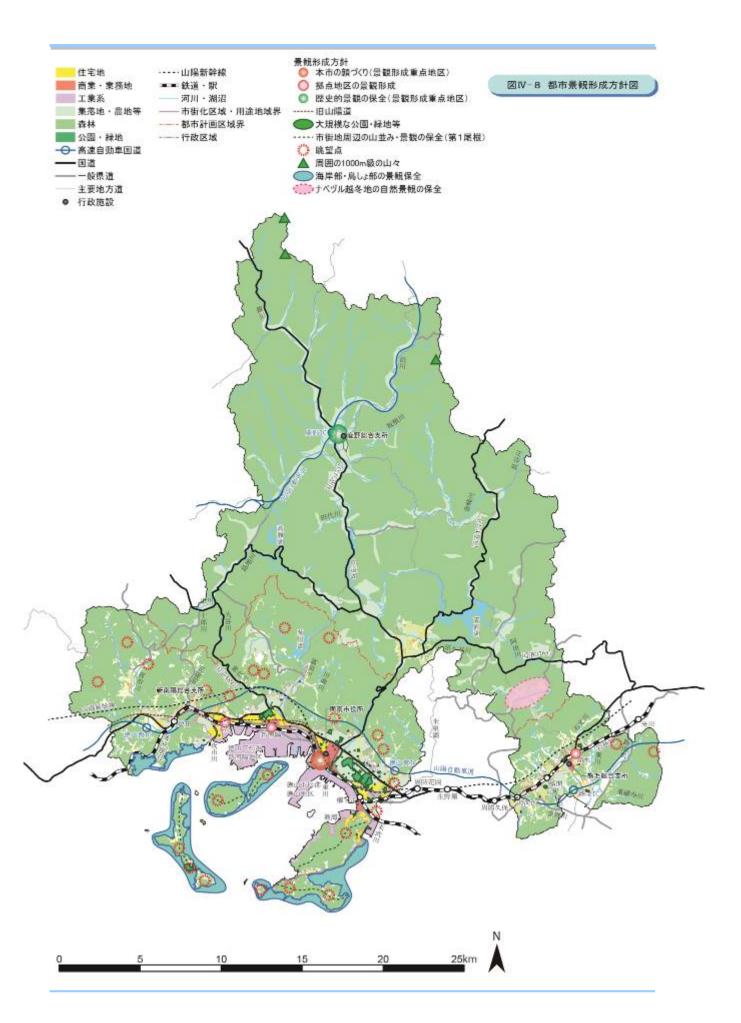
1) 市民の景観によるまちづくりの意識の醸成

本市では、過去に山口県の協力を得て「地域景観ワークショップ in 周南(鹿野地域)」や*CAA(市民と行政による委員会)を開催し、周南市らしい景観について市民と行政が協働で考え、その後景観計画を策定した経緯があります。今後も、このような活動を継承し、景観によるまちづくりの活動を広げていけるよう、意識の啓発や情報発信などの基盤づくりに努めます。

2) 市民意見を踏まえた協働による景観形成

公共施設や道路の整備に際しては、計画段階から周南市*景観整備機構や市民の意 見を取り入れながら市民と行政の協働により景観の形成を図ります。

また、市民との協働による緑化運動、花いっぱい運動を通じて、市民の参画による景観形成を図ります。



6. 都市防災の方針

6-1 基本的な考え方

都市防災の方針は、各地域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、 避難場所や避難路、*延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に 強い都市づくりをめざし、周南市国土強靭化地域計画と整合を図りつつ、次のような 考え方を基本とします。

(1) 自然災害への対策

近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指します。

(2) 防災ネットワークの充実

周南市国土強靭化地域計画に基づき、広域防災拠点の充実と災害時の防災拠点となる公共施設等の確保、避難施設の耐震化・不燃化の向上を図ります。また、災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するとともに、災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、緊急車両の進入が困難な狭隘な市道について拡幅等を行うなど、生活道路の整備を推進します。





<平成30(2018)年 梅雨前線による被災現場>

(3) 市街地の防災性の向上

防災上危険な密集市街地においては、建築物の耐震化やオープンスペースの確保などを進め、良好で防災体制の確保された市街地環境の整備を推進します。

6-2 主要な都市防災の方針

(1) 自然災害の防止

災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、洪水及び高潮浸水想定区域等については、各種ハザードマップ、*3 D都市モデル等により、危険の周知や各種防災対策の実施、住民が参加した避難訓練の実施等を行います。

(2) 防災拠点・道路等の整備

緩やかな山地や丘陵地、河川、道路及び公園緑地を災害時の防災空間として位置付け、これらを骨格とした防災ブロックの形成や緊急輸送路網の構築を図るとともに、災害時にも分断されることが少ない道路、鉄道のネットワークの連携強化に努め、さらに、防災基盤となる道路、公園、緑地等については防災機能の整備に努めます。

また、市全域に整備した防災情報収集伝達システムを有効活用して、災害時における適切な情報収集・伝達に努めるとともに、防災ラジオの更なる普及を図ります。

(3) 主要建築物・住まいの安心・安全度の向上

不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を図るととも に、防災拠点となる公共施設等の耐震性の強化や新型コロナウイルス感染症等に対応 した衛生・感染症対策、防災設備の充実などを推進します。

さらに、周南市耐震改修促進計画に基づき、市内全体の住宅・建築物の耐震化を促進し、安心・安全度の向上を図ります。

(4) ライフライン施設の耐震化の促進

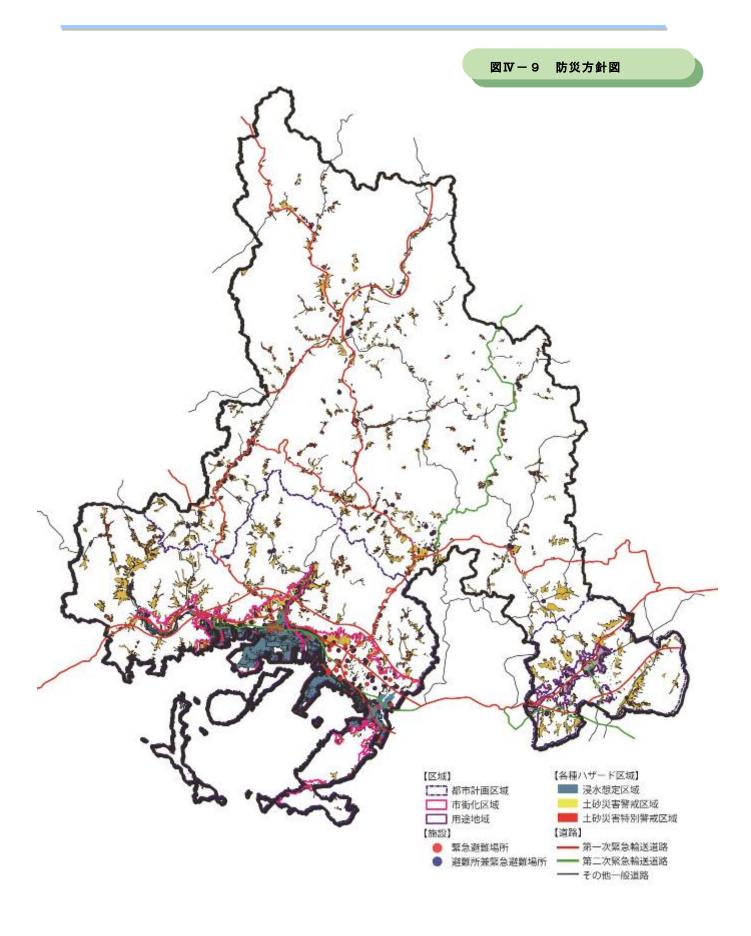
電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化を要請し、災害時におけるライフライン関係施設の確保を図ります。

(5) 密集市街地等での防災性の向上

老朽化した建築物や細街路からなる密集した市街地においては、建築物の耐震化や住宅の建替え促進、生活道路の整備など住環境の改善を進め、延焼の拡大防止と避難の円滑化を図るとともに、空き家・空き地などの利活用による都市のスポンジ化対策や、オープンスペースの創出による既成市街地の再生を促進し、良好で防災体制の確保された市街地環境の整備を推進します。

(6) 地域コミュニティによる防災まちづくりの推進

大規模自然災害発生に備え、地域防災の核となる自主防災組織や消防団と連携し、 新たな避難所等での感染症対策など、市民の自主防災力の強化と活動への参加拡大を 図り、地域防災力の向上による防災まちづくりを促進します。



7. その他の都市整備の方針

7-1 福祉関連施設等の整備方針

(1) 基本的な考え方

本市をとりまく社会状況の変化に対応した都市づくりをめざし、特に少子高齢化の進展に配慮したまちづくりを図ります。

(2) 福祉関係の都市整備方針

1)人にやさしいユニバーサルデザインの推進

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、高齢者や障害者等を含む全ての人が安心して生活できる、人にやさしい都市空間づくりをめざし、公共的施設や医療・福祉施設、主要道路等において、ユニバーサルデザイン化を図ります。

2) 高齢者などにやさしい移動手段の確保方策の検討

公共交通は、人口減少、マイカーの普及拡大により特に路線バスの利用者が減少 しているが、高齢者をはじめ交通弱者の生活に欠かせない移動手段であるため、誰 もが安全で快適に移動できるよう、鉄道駅や主要バス停等の交通拠点周辺の移動空 間のバリアフリー化に努めるとともに、その維持・確保に取り組みます。

7-2 その他公共施設等の整備方針

(1) 既存ストックの保全と活用

小・中学校や文化施設をはじめとする公共施設の 既存ストックについては、多用途への転用を図りつ つ、利便性の向上と今後末永く利用できるように適 切な維持・管理を推進します。

また、道路、公園などの公共施設、公共空間については、包括的民間委託など官民連携による取り組みにより、効率的で効果的な維持管理・運営を行い、利活用を推進します。



<旧渋川小学校>

(2) 市営住宅

「周南市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の補修、設備の改善が必要な ものについては早急に整備を図ります。

耐用年数の経過した市営住宅については、市営住宅の需給状況を勘案して計画的に建替えを推進します。また、建替えに際しては、施設内のバリアフリーを標準仕様とするとともに、100 戸以上の市営住宅団地については保育施設、老人福祉施設との併設等を考慮します。



<老朽した市営住宅>



<新しくなった市営住宅>

(3) 観光施設など

周南市には、特色ある景勝地、温泉地等の観光地が数多くあるとともに、四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催され、数多くの観光客が訪れています。観光地や祭り、歴史や文化は都市の固有の資源であり、都市に活力や魅力を与えてくれる貴重な資源となり、活性化を図る上で欠かすことのできない重要な産業の一つとなります。このことから、観光施設の適切な活用と維持管理に努めるとともに、伝統・歴史的な文化は市民との連携により保全していきます。